解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十八日、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都杉並区和田三丁目一七番一号

日蓮宗龍王教会

清算人　赤塚　教乗

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都羽村市神明台三丁目四番地五

医療法人社団おとだ整形外科内科クリニック

清算人　乙田　誠一

解散公告（第一回）

当法人は令和七年七月十八日東京地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都中野区丸山一丁目一番六号

一尊教中野教会慈尊庵

清算人　滝口　大志

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月二十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

大阪府東大阪市豊浦町一番一九号

神理教河内教会

清算人　南口　直童

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

愛知県豊川市千歳通四丁目八番地一

医療法人ヒューマン

清算人　湯浅　英治

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月六日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

名古屋市瑞穂区塩入町一六番一八号

全国金属機械労働組合愛知地方本部木村刃物支部

清算人　小島　英揮

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

高知県四万十市具同田黒三丁目一番三号

医療法人愛真会

清算人　佐竹　幸重

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十五日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番七号

医療法人社団みらい

清算人　澤山　英夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十二日

神戸市中央区小野柄通五丁目一番三号

浄教寺

清算人　寺田　恵子

第８期決算公告　令和７年９月12日

福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番

株式会社ＳＰＡＣＥ　ＷＡＬＫＥＲ

代表取締役　増田　和也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	234,884
	固定資産	154,897
	繰延資産	225
	合計	390,007
負債及び純資産の部	流動負債	1,954,158
	株主資本	△1,829,150
	資本金	30,000
	資本剰余金	286,081
	資本準備金	286,081
	利益剰余金	△2,145,231
	その他利益剰余金	△2,145,231
	（うち当期純損失）	(1,622,352)
	新株予約権	265,000
	合計	390,007